

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成29年7月3日
【会社名】	株式会社あじかん
【英訳名】	AHJIKAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 足利 恵一
【本店の所在の場所】	広島市西区商工センター七丁目3番9号
【電話番号】	(082)277-7010(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 業務推進本部長 樋口 研治
【最寄りの連絡場所】	広島市西区商工センター七丁目3番9号
【電話番号】	(082)277-7010(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 業務推進本部長 樋口 研治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第53期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ) 期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき18円(うち普通配当12円、特別配当6円)

総額136,997,910円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

ロ) その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 800,000,000円

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 800,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

変更の理由

取締役会の監督機能を強化することで、より透明性の高い経営を実現し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として「監査等委員会設置会社」へ移行するため、移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行う。

その他、所要の変更および条項の新設、削除に伴い条数の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、中谷 登、足利恵一、豊田 太、松岡宣明、江角知厚、樋口研治、玉井 浩、足利直純の8氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、大西知之、川平伴勅、稲葉琢也の3氏を選任する。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額

監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額をこれまでの取締役の報酬等の額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額360百万円以内とする。

なお、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

また、各取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬等の額を昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額36百万円以内とする。

なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとする。

第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任する白川秀喜氏および監査役を退任する山本英雄氏に対し、当社の一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれ一任する。

また、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、第3号議案および第4号議案の承認可決をもって選任される取締役（社外役員を除く）9名に対し、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内において打ち切り支給する。

なお、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的金額、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれ一任する。

第8号議案 役員賞与支給の件

第53期末時点の取締役9名（社外取締役を除く）に対し、総額31,537千円を役員賞与として支給する。

なお、各取締役に対する金額については、取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成割合）
第1号議案	62,018	967	0	（注）1	可決（92.66％）
第2号議案	62,137	848	0	（注）2	可決（92.84％）
第3号議案					
中谷 登	61,888	1,097	0	（注）3	可決（92.46％）
足利 恵一	62,124	861	0		可決（92.82％）
豊田 太	62,153	832	0		可決（92.86％）
松岡 宣明	62,146	839	0		可決（92.85％）
江角 知厚	62,153	832	0		可決（92.86％）
樋口 研治	62,143	842	0		可決（92.85％）
玉井 浩	62,153	832	0		可決（92.86％）
足利 直純	61,925	1,060	0		可決（92.52％）
第4号議案					
大西 知之	62,103	882	0	（注）3	可決（92.79％）
川平 伴勅	61,565	1,420	0		可決（91.98％）
稲葉 琢也	61,544	1,441	0		可決（91.95％）
第5号議案	62,006	976	0	（注）1	可決（92.64％）
第6号議案	62,879	106	0	（注）1	可決（93.95％）
第7号議案	61,212	1,773	0	（注）1	可決（91.45％）
第8号議案	62,827	156	0	（注）1	可決（93.87％）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上